

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
平成 31 年 3 月 14 日 答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 1800420 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 1800113 号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の種別の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成4年11月1日から平成5年4月19日まで

A社に在職していた期間、厚生年金保険料が給与から控除されていた。当時、事業所は厚生年金基金に加入していたが私自身は厚生年金基金に加入していないことから、基金加入員ではなく一般の厚生年金保険被保険者として記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

オンライン記録により、請求者は請求期間においてA社に係る厚生年金基金の加入員であることが確認できる。

また、A社は平成3年10月1日から平成17年7月31日までB厚生年金基金設立事業所であったことが確認できる上、請求期間当時の厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第122条において、「基金の設立事業所に使用される被保険者は、当該基金の加入員とする。」と規定されていることから、請求者は請求期間においてB厚生年金基金の加入員であったことが認められる。

このほか、請求者の請求期間における請求内容の事実を確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者は請求期間について、B厚生年金基金に加入する事業所であるA社において使用されていた者であり、厚生年金保険の一般被保険者となることができない期間であったことから、厚生年金保険被保険者資格の種別の訂正を認めることはできない。